

もし交通事故 にあったら

自分と家族を守る
ためのマニュアル

まず次の5つをしてください

「知っていればこうはならなかったのに…」という後悔の言葉は「保険に入っていさえすればよい。」訳ではないことを物語ります。決して保険自体があなたを守ってくれる訳ではありません。身を守る知識を身に付けておきましょう。

1. 被害者救護	被害者を救護し安全な場所に移動させましょう。
2. 救急車（119）と警察（110）へ連絡	①事故の発生 ②場所（住所） ③ケガ人の状況 を伝えましょう。
3. 相手の確認	①氏名・住所・電話番号 ②車のナンバー ③任意保険会社を確認しましょう。
4. 証拠保全	①写真撮影 ②見取り図作成 ③事故態様メモ を可能な限りしましょう。
5. 自分の保険会社へ連絡	①任意保険会社事故受付フリーダイヤル ②代理店担当者へ電話しましょう。

<注意> その場で相手方と過失割合や補償に関する示談交渉をしてはいけません。必ず保険会社の指示に従ってください。

★写真撮影のポイント

証拠保全のための写真は、以下の種類を撮影しておきましょう。

①タイヤ痕の位置と形状 ②ガラスや部品の落下位置 ③車両の停車位置と角度 ④相手車の損傷（複数アングルで） ⑤ガードレール等の損傷（複数アングルで）

★実況見分のポイント

警察による実況見分は「実況見分調書」に記録され、後で過失割合を決める決め手になるので、自分の過失について安易に認めずにはっきり主張しましょう。

★目撃者

もし事故の目撃者がいたら、氏名と連絡先を教えてください。あなたの主張を裏付ける決定打となる証言をしてくれるかもしれません。（例えば信号の色など）



詐欺、苛め、トラブルに立ち向かうためのノウハウ

いつも心に良心を

〒883-0004宮崎県日向市浜町3-29
Tel&Fax0982 (95) 0002